

# 日本経営倫理学会会報

JAPAN SOCIETY FOR BUSINESS ETHICS STUDY

## 監査・ガバナンス研究部会200回記念パーティ開催される

当学会理事・監査・ガバナンス研究部会幹事 井上 泉

2014年12月13日(土)、監査・ガバナンス研究部会200回記念パーティがホテルポール麹町で開催されました。当日は、現・OB 研究部会員に加え、来賓として高橋日本経営倫理学会会長の他、水尾順一、松本邦明、三戸 浩、葉山彩蘭の諸先生がお越しになり、盛大なパーティとなりました。

今井部会長の開会宣言と来賓の御礼の後、高橋会長の祝辞と乾杯の音頭で始まり、参加者全員が和気藹々と懇談を楽しみました。当初来賓の先生方とOB部会員を中心にスピーチをお願いしていたのですが、予想以上に会が盛り上がり、結局参加者全員がスピーチを行うことになりました。皆さんそれぞれ興味深い思いやエピソードを語られ、部会の歴史の重みを再認識することができました。

200回と一口に言いますが、部会を年平均10回～11回開催し、これを19年も繰り返してきたということになります。このような息の長い活動は、歴代の部会のメンバーのコーポレート・ガバナンス研究にける熱意なしには為し得なかったことと言えましょう。200回と言う一つの区切りを通過したわけですが、今後とも当部会は研究を重ね、300回、400回とつなげていきたいと考えます。学会及び関係者各位の一層のご支援とご鞭撻をお願いいたします。

なお、監査・ガバナンス研究部会では200回を記念して、「第200回記念誌—監査・ガバナンス研究部会のあゆみ」を発行しました。部会の歴史、部会員の研究発表内容、回想録等をまとめた92ページの冊子です。まだ若干の残部がありますので、ご希望の方は幹事井上までお申し出ください。



冒頭挨拶する今井部会長



全員で乾杯!

監査・ガバナンス研究部会は、1995年3月に「監査研究部会」として設立されました。続発する企業不祥事の「予防と治療」に必要なあらゆる分野を研究するという目的の下、監査活動の実証的研究を掲げて活動を開始しました。当時監査役の役割の重要性を早くから認識し、「株主として株主総会に出席しての監査役への積極支援」という今から見ると大変ユニークな目標も立てていました。その後、従来の監査役を前提にした研究テーマを、より幅広いものに広げようという機運が高まり、2011年4月に部会名を「監査研究部会」から「監査・ガバナンス研究部会」に変更しました。現在は、部会ミッションを、「経営倫理の観点から、組織統治について監査の視点を含めて研究し、健全な組織・企業経営に資することを使命とする。」として、活発な活動を行っています。

## 2014年12月度研究交流例会講演・報告内容の要約

講演:「コーポレート・ガバナンス論を企業権力論の観点から考える」

横浜国立大学経営学部教授 三戸 浩

本講演では、コーポレート・ガバナンス論の理解の基礎となろう「会社支配論」、そして「原典」とも言うべきバーリ & ミーンズの主著について述べることにしたい。

### 1. 80s'の会社支配論

90年代から急速に関心を集めてきたコーポレート・ガバナンス論であるが、その前史としておよそ半世紀の議論の歴史がある。かつての「会社支配論」「大企業の所有と支配」とコーポレート・ガバナンス論は多くの共通点を持つが、同時に大きな相違点がある。それは、企業論に限定されずに社会体制論との絡みで問題とされてきたということである。80年代の会社支配論においては、以下の3説が唱えられ、活発な論争が繰り広げられていた。

①奥村 宏「法人資本主義論」:法人(大企業)による相互持合い=相互支配に基づく経営者支配

②西山忠範「脱資本主義論」:株式相互持合い=所有の空洞化=支配の相殺、財団化、経営者による会社「占有」

③三戸 公「組織社会論」:財産中心社会から組織中心社会へ、機関所有化に基づく経営者支配

当時の問題は「会社支配者は誰か?所有者支配か経営者支配か?」に対し、3説とも「経営者支配」を結論としていた。

## 2.Barle & Means("Modern Corporation and Private Society")の問題と内容

結論を決定的に左右する「企業観」であるが、その「企業観」を明確に打ち出して議論を展開していたのが、バーリ&ミーンズ『近代株式会社と私有財産』(1932年)であった。彼らの主張は以下の通り。巨大化した経済権力(=大企業)のコントロールを問題にし、「産業革命」に匹敵する「静かな革命=株式会社革命」が生じている。株式会社の発展は、社会における株式会社制度の地位や役割を変化させ、それが引き起こした。株主は「支配力」を手放す代わりに、「流動性」を手に入れ、株主の権利は「会社の外に存する機関=証券市場」で確保される。経営者の財産占有の意図などに因るものではなく、法制度の諸変革(委任状制度の導入、満場一致の合意から多数決へなど)結果が生じた。経営者は会社に対する「受託者」であり、会社に対して「忠実」であらねばならず、株主にではない(「所有」と「支配」の分離)、という議論を400ページにも及ぶ大著としてまとめている。この大著は、企業統治論のみならず、CSR、経営倫理、ステークホルダー論の原点とすることができよう。しかし、「経営者支配化」した全体構造・意味はほとんど認識されぬまま現代に至り、「株主主権論の”跋扈”」につながっているのである。

## 3.「経営者支配」の正当性は何に基づくか?(コーポレート・ガバナンスとCSR)

巨大企業(近代株式会社)が「準公的会社(社会的器官)」となり、それとともに支配権が所有者から経営者に移ったのであるならば、企業は自社の利益の観点から経営されるべきではなく、社会的利益の観点から経営されねばなるまい。CSRこそが企業の「目的」となり、その観点に立った経営をなすことが「経営者支配の”正当性”」となるのではあるまいか。日本的経営が否定され、株主主権と市場原理が「当然、正しい」とされている観がある。確かに日本的経営には幾つもの問題がある。だが、会社を「公器(≡社会的器官)」と考え、「1億総中流」の日本社会を創ったのは日本企業であり、日本的経営が否定されている現在、「格差社会」が問題となっていることは、一考の価値があるのではないか。

## 研究報告:「企業統治改革元年:“日本版スチュワードシップ・コード&日本版コーポレート・ガバナンス・コード”による規律」

当学会理事・監査ガバナンス研究部会部会長 今井 祐

2015年は、我が国において企業統治元年といわれている。その理由は、2014年2月に「スチュワードシップ・コード(機関投資家の行動規範)」が世界の8番目として、金融庁により設定され、世界の機関投資家を「アツ」といわせた。オーストラリアとマレーシアが直ぐに参加し、現在10カ国が参加している。各種投資信託や「生・損保」等からなる国内外の機関投資家は委託者(投資家)に対し受託責任(fiduciary duty)を明確に負うと共に、企業に対して建設的な「目的ある対話(engagement)」を進め、企業の持続的成長を促進させなければならない責務を負った。2014年11月末現在175の国内外機関投資家が金融庁に登録し、「スチュワードシップ・コード」の7原則に従うことを約束し、各社のウェブサイトで公開している。

2014年6月には改正会社法が公布され、「社外取締役の実質義務化」等が法務省により、2015年5月施行予定で進められている。また、2014年8月「経産省」主導により、伊藤邦雄 一橋大学大学院教授を座長とする有識者メンバー(監査・ガバナンス研究部会から林順一部会員が選任されている)が、日本版ケイ・レビュー(通称、伊藤レポート:「持続的成長への競争力とインセンティブ~企業と投資家の望ましい関係構築~」)を纏め、持続的成長のため機関投資家の短気利益志向を戒めた。

これらの一連の企業統治改革の動向を受け、企業の持続的成長と中長期的企業価値向上を目的とした「日本版コーポレート・ガバナンス・コード」の設定に関わる有識者会議(金融庁と「東証」が共同事務局)は、2014年12月に「コーポレート・ガバナンス・コード案」をまとめパブリック・コメントを受けている。2015年3月中にも最終案が成案される予定である。この「企業の行動規範」に①経営理念や倫理規範・行動準則(Code of Ethics & Conduct)を盛り込み、経営陣のリーダーシップによる全社末端までの「制度化」の推進、②株主以外のステークホルダーとの適切な協働、③社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)への対応、④女性の活用を含む社内多様性の確保、⑤非財務情報の開示と透明性の確保⑥独立社外取締役の2名以上の選任⑦株式持合い株式(政策保有株式)に関する方針の開示、などの当学会に関連する経営上の基本的事項が盛り込まれるように、微力ながら努力中である。しかも、「コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか)の手法を採用するので、各社は、できない場合には、何時ごろまでにどのように実施するか説明を要する。適用対象会社は、初年度、「東証一部・二部」約2400社、次年度以降に全上場会社、約3800社となると予想している。上場規程というソフトローに「企業の行動規範」が盛り込まれることは、当学会・BERC・ACBEEにとって、正に画期的なことである。上場会社に対して貢献できることが多々あるのではないかと思う。

OECDのコーポレート・ガバナンス原則には、米国COSO(トレッドウェイ委員会組織委員会)を参考にしたのであろう。「取締役会が高い倫理基準を適用すべきである。取締役会はステークホルダーの利益を考慮に入れるべきである。」があり、「倫理的行動についての全体の枠組みは、常に基本的な要求を示す法令遵守を超えるものである。」と述べている。やっと日本もここまで来たかの感がある。「経営者支配の正当性」が高まることを期待している。

## Nien-he Hsieh (謝 念和) 先生特別講演会開催報告

当学会副会長 慶應義塾大学商学部准教授 梅津光弘

2014年12月12日(金)、ハーバード・ビジネス・スクール准教授で米国SBE会員のNien-he Hsieh(謝 念和)先生の特別講演会を慶應義塾大学三田キャンパス123番教室にて開催した。当日は、1週間足らずの予告期間であったうえ、また通訳なしの全て英語による開催にもかかわらず、50名を超える参加者があった。

Hsieh 准教授は、「The Purpose and Responsibilities of the Firm」を演題として講演した。冒頭、現在準備中の著書の内容の一部を講演するので、会場から有益なコメントを得たいと述べられた。約1時間半の講演時間の半分をご自身の著書の内容に、後半を質疑応答に費やした。

講演では、利潤の最大化が企業の目的と責任とするミルトン・フリードマンの説が概観され、それを補う形での企業論が述べられる中で、自らも経済学で博士号を取られた背景から、Minimalismの道徳観に基づく企業観から自らの理論を構築するとの趣旨、さらには Ronald Coase の企業と市場の関係から社会的価値を説明する図式が説明された。

企業と市場の相互関係の中で、3つの機会と市場的価値、企業的価値の説明がなされ、その中から企業の社会的価値を説明する理論が概説された。

大変興味深い理論展開であり、会場からは大学院生を中心に活発な意見、質問が提示された。より詳細な討論が求められたが時間が尽きて終了となった。

Hsieh 准教授からはとても刺激的な討論でまたの機会に日本を訪れたいとの感想をいただいた。



## 第7回経営倫理シンポジウム「ビッグデータ時代の経営倫理」開催告知

当学会副会長 慶應義塾大学商学部准教授 梅津光弘

ITC技術の延長線上に「ビッグデータ」あるいは「オープンデータ」とよばれるこれまでにない大量のデータを使った分析技術の利活用が本格化してきました。すでに企業経営においてはマーケティングで「ビッグデータ」を使った消費者行動の分析が実践され、医療、気象予報、防災など様々な分野で画期的な成果が報告されています。またビッグデータ論者は、これまでの因果論的知識あるいはサンプルからの推測統計学的検証などとは次元を異にした全く新しい知識論を主張しており倫理的観点からも十分な討議が必要とされています。今回のシンポジウムでは、ビッグデータの持つ可能性を経営と倫理との両面から考察することを目的に、学界および実務界からこの分野の専門家をお呼びして、ご講演とパネル討論を実施します。

是非、多くの会員の皆様の参加申し込みをお待ちしております。

### 記

日時:3月28日(土)13:00~16:15

場所:慶應義塾大学 三田キャンパス南校舎ホール

会費:2,000円、学生は無料

プログラム:

13:00~13:10 開会 挨拶

13:10~13:55 基調講演1 『ビッグデータと顕名経済』

国領二郎先生(慶應義塾大学常任理事、総合政策学部教授)

13:55~14:40 基調講演2 『ビッグデータの価値創造:活用事例と活用に向けたチャレンジ』

井上潤吾氏(ボストンコンサルティング シニアパートナー&マネージングディレクター)

14:40~15:00 休憩

15:00~16:15 パネル討論 司会 梅津光弘先生(慶應義塾大学)

パネラー 国領二郎先生、井上潤吾氏

高野一彦先生(関西大学社会安全学部 法学)

村田 潔先生(明治大学商学部 情報倫理・経営情報学)

本シンポジウムは公開で行われます。どなたでもご参加いただけますが、準備の関係上、ご出席希望の方は3月20日までに日本経営倫理学会事務局 info@jabes1993.org までご一報ください。

## 第 142 回理事会(2014 年 12 月 13 日)議事録(要旨)

### 議題1、新入退会者承認の件

[新入会員] 正会員:4名 学生会員:0名 計4名

[退会者] 正会員:0名 学生会員:0名 計0名

会員数は483名

### 議題2、平成27年度研究発表大会の件(中間報告)

2015年6月20日(土)~21日(日)に拓殖大学文京キャンパスで開催される研究発表大会の準備状況について、会場手配完了、渡辺利夫総長による基調講演、カンデル先生(嘉悦・インド)と劉先生(立命館・中国)によるパネルディスカッションなどの報告があった。

### 議題3、第7回経営倫理シンポジウムの件

2015年3月28日(土)、慶應義塾大学三田キャンパス南校舎ホールにて、「ビッグデータ時代の経営倫理」をテーマにしたシンポジウム開催を決定した。

### 議題4、日タイ経営倫理シンポジウムの件

2015年4月30日にタマサート大学国際会議場にてシンポジウム、5月1日にアユタヤ観光を実施する予定との報告があった。

### 議題5、学会誌第22号掲載論文審査の結果報告の件

学会誌第22号には、大会発表者から27件、CFP論文として4件の応募があり、論文審査の結果、論文16、研究ノート3、論説2が掲載されることになった。

### 議題6、上期の収支報告と監査報告の件

2014年度上期の収支報告に対し、監事から問題ないとの報告があった。

### 議題7、その他

研究発表大会における部会推薦制度への修正意見があり、2015年度から同制度の廃止が決定された。

## 2015年度研究発表大会発表者募集について

当学会長 白鷗大学大学院教授 高橋 浩夫

2015年度研究発表大会は、6月20日(土)および21日(日)に、2015年度の総会と併せて拓殖大学文京キャンパス(東京・茗荷谷)での開催が決定致しました。

統一論題は「**アジアの経営倫理 - 文化の多様性と経営倫理の普遍化可能性**」です。

グローバル経営の時代をむかえ、日本企業は近年、より一層海外へのビジネス展開を行うようになってきています。特に、アジア諸国との関係は、多くの日本企業にとって最も重要なテーマのひとつといえるでしょう。

日本企業がアジアでの経営活動を行う際に直面する文化、宗教、民族、経済体制等の多様性は、企業の業績にも大きく影響を及ぼし、日本国内での活動とは別の課題の解決を迫られるケースも多いといえます。そして、進出先で大きな課題となるのは、文化的多様性を背景とする価値観に関わる問題です。文化的多様性から来る複雑な価値観の交錯の中にあっても、通底する経営倫理原則があるはずで、そのような経営倫理の普遍化を目指し、ビジネスにおける信頼関係を確立すべきであるとする新しい考え方も登場しています。

応募および要旨・予稿提出締切日:2015年3月15日(日曜日)(15日消印有効)となっております。

詳細はJABESホームページ(<http://www.jabes1993.org/>)にてご確認ください。

## 平成25年度年会費納入のお願い

先般の年次総会で決議されました学会諸活動を推進する財源としての年会費につき納入をお願いいたします。

◇年会費:正会員・1万円 学生・3千円 法人(上場)・5万円 法人(非上場)・3万円

◇年会費支払い有無の確認は事務局(以下)まで、お問合わせください。

◇年会費自動振替のお手続きがお済みでない各位は切換をお願いいたします。

### 【学会連絡先:東京事務局】

住所:〒102-0083

東京都千代田区麹町4-5-4 桜井ビル3階

電話/FAX:03-3221-1477 / 03-3221-1478

E-mail:info@jabes1993.org

担当:古山常任理事(広報)

松本常任理事(総務)

発行:日本経営倫理学会

### 編集後記

日本経営倫理学の研究部会の中で、監査・ガバナンス研究部会が200回の開催を迎えたという。昨年、企業行動部会が200回開催をしたことに次ぐ快挙である。これまでの20年近くにわたる関係諸氏の継続的なご尽力、ご協力に対し、この場にて祝福と謝意を表したい。今号では、上記の他に、研究交流例会、特別講演会、経営倫理シンポジウム、研究発表大会など、非常に盛りだくさんの内容になった。充実した活動の継続で、学会員数500名超も間近になりそうだ。

(編集担当/蟻生俊夫)